

特定非営利活動法人の手引き

認定編



令和3年6月

福岡市市民局市民公益活動推進課

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号 市役所7階

TEL 092-711-4927

FAX 092-733-5768



～ 目 次 ～

第1章 導入編

1 認定NPO法人になるまでのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 認定等申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 事前チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第2章 解説編

認定手続等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続・・・・・・・・	20
(1) 認定を受けようとする場合	
(2) 特例認定を受けようとする場合	
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合	
(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務	
参考1（実績判定期間）	
参考2（認定を受けるための申請書及び添付書類）	
2 認定等の基準の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(1) 認定の基準の概要	
(2) 欠格事由の概要	
3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準・・・・・・・・	34
4 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準・・・・・・・・	46
5 欠格事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
確認させていただく資料（例）	
6 認定NPO法人等の税制上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・	50
〈様式例〉	

第3章 管理・運営編

1 認定NPO法人等の報告義務・・・・・・・・・・・・・・・・	107
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	
(2) 助成金の報告	
(3) その他の報告	
2 認定NPO法人等の情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・	109
(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）	
(2) 所轄庁の情報公開（閲覧）	
3 認定NPO法人等に対する監督等・・・・・・・・・・・・・・・・	112
(1) 認定法人等に対する報告及び検査	
(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等	
(3) その他の事業の停止	
(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し	
(5) 罰則	
〈様式例〉	

第4章 合併編

- 1 NPO法人の合併・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
 - 2 合併法人に係る認定等の基準の適用・・・・・・・・ 132
 - (1) 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合
 - (2) 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合
- 〈様式例〉

【参考】 特定非営利活動促進法にかかる諸手続きの手引きQ&A・・・・・・・・ 147

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

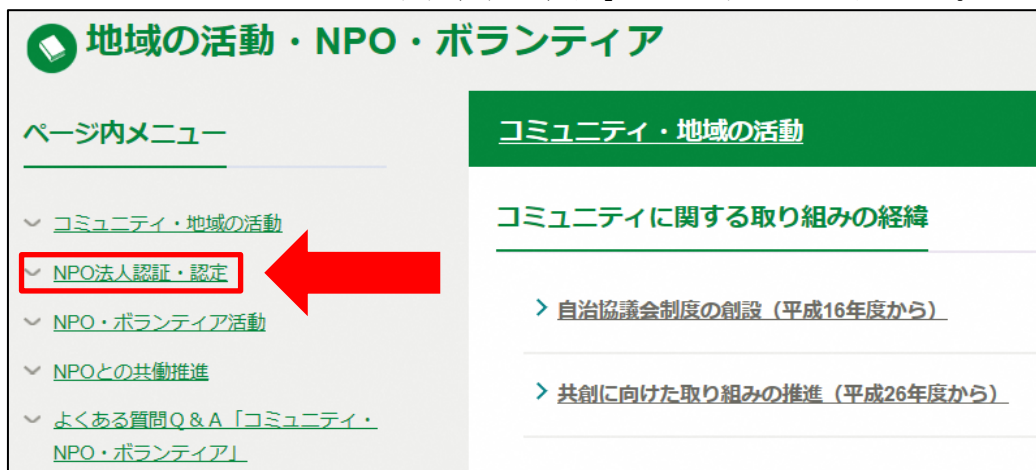
法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
平成23年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
平成28年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）
令和2年改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	組合等登記令（昭和39年政令第29号）
行手法	行政手続法（平成5年法律第88号）

認定・特例認定の事前相談のご案内について

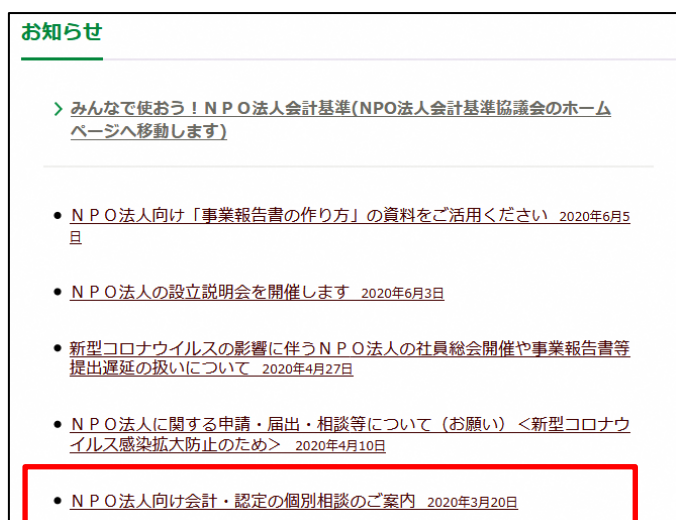
- 1 福岡市ホームページ (<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>) を開いてください。
- 2 福岡市ホームページが表示されますので、「くらし・手続き」にカーソルを合わせ、「地域の活動 NPO・ボランティア」をクリックしてください。



- 3 ページ内メニューの「NPO法人認証・認定」をクリックしてください。



- 4 「NPO 法人認証・認定」の「お知らせ」の中の「NPO 法人向け会計・認定の個別相談のご案内」を選択します。



- 5 電話、ファックス、ホームページの入力フォームにてお申込みください。申込み受付後に、こちらから連絡いたします。